

議員提出議案第 1 号

被災地支援のための高速道路無料措置の延長を求める
意見書

上記の議案を別紙のとおり南相馬市議会会議規則第 14 条第 1 項
の規定により提出いたします。

平成 24 年 3 月 12 日提出

南相馬市議会議長 平 田 武 様

提出者	南相馬市議会議員	小 川 尚 一
賛成者	南相馬市議会議員	渡 部 寛 一
〃	〃	志 賀 稔 宗
〃	〃	横 山 元 栄
〃	〃	小 林 正 幸

被災地支援のための高速道路無料措置の延長を求める意見書（案）

東日本大震災による大地震と大津波により、南相馬市と相双地方の交通網は、道路と鉄道の両方に甚大な被害を受けました。

平成23年度中に相馬市まで開通を予定していた常磐自動車道は、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により工事が中断されていましたが、ようやく環境省からの放射能に対する方針が示され、今年度より工事が再開されました。しかし、首都圏への交通アクセスが可能になるには、相当の時間を要するものと考えます。

現在、南相馬市の幹線道路は、西へは計画的避難区域の飯舘村を通り、福島市へ抜ける県道12号線と、北は相馬市から仙台市へ伸びる国道6号線だけであり、JR常磐線についても原ノ町駅～広野駅間と相馬駅～亙理駅間の復旧のめどが立たない中で、陸の孤島と化しています。

南相馬市民は、震災と原発事故以来、仙台方面へは自家用車またはJR代行バスなどで移動し、首都圏方面へは直接南下するのではなく、福島市を経由して6時間以上要する現状にあります。また、南相馬市民は、放射能の不安からいまだに全国に2万5千人以上が避難しており、ふるさと南相馬市への往来は不可欠となっております。

さらに、復旧・復興に伴う交通量の増大から、以前よりも多くの時間と費用がかかり、市民生活に大きな負担となっております。

被災地の一日も早い復興と住民の負担軽減のため、JR常磐線と国道6号線が完全復旧し、常磐自動車道が全線開通するまでの間、現行の高速道路無料措置の延長を強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成24年3月12日

福島県南相馬市議会議長 平田 武

内閣総理大臣 様

国土交通大臣 様

議員提出議案第2号

「福島復興再生特別措置法案」の拡充を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり南相馬市議会会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

平成24年3月12日提出

南相馬市議会議長 平 田 武 様

提出者	南相馬市議会議員	土 田 美恵子
賛成者	南相馬市議会議員	水 井 清 光
〃	〃	渡 部 寛 一
〃	〃	横 山 元 栄
〃	〃	小 林 正 幸

「福島復興再生特別措置法案」の拡充を求める意見書（案）

未曾有の東日本大震災及び人災である福島第一原子力発電所事故から1年を迎えるが、福島の復興・再生には、放射能の除染や社会インフラの復旧など多くの課題が山積みしている。

本年は「復興元年」とし、福島に生きる次世代が誇りと安心をもって住み続けられる地域として復興させることに全力を挙げなければならない。その中でも、福島が原発事故により深刻かつ多大な被害を受けたという特殊事情にかんがみ、国は福島の復興・再生への取り組みを最大限に支援する責務を有するものとする。

特に、原発事故の責任は原子力政策を推し進めてきた国と東京電力にあって、福島県民の責任でないことは明白である。したがって、原発事故に起因するすべての損失は、国の責任のもと速やかに、かつ無条件に回復されなければならない。

また、これまでの日本の関連法体系は、INES「レベル7」という史上最悪の原発事故を想定したものになっておらず、現行法体系のもとでは十分に対応しきれないことが日々発生しており、原発事故の被害者となった県民の暮らしを守る上で特別の法律が必要なことは、これまでも福島県が求めてきたように当然のことである。

よって、真に福島の復興・再生を図る原発事故に関する特別措置法の制定に当たっては、以下の事項を盛り込んだ法律とすること。

記

- 1 福島県が取り組む18歳以下の医療費無料化について、永続的に取り組めるよう、基金の特例等の必要な措置について明記すること。
- 2 放射線被曝に起因すると思われる健康被害が将来発生した場合、医療や福祉にわたる措置を総合的に講ずる旨、明記すること。
- 3 復興交付金の活用にあたっては、原発事故という特殊事情を十分踏まえ、交付金の対象地域については福島県全域とするとともに、対象事業についてはハード・ソフト両面にわたり柔軟に活用できる旨、明記すること。
- 4 除染や検査、避難生活、教育など、原発事故に起因する県民の暮らしの困難にかかわって、必要な対応と財源の一切を国が責任を持つことを明記すること。そのためにも電源開発促進税制及び

エネルギー特別会計の見直しを明記すること。

- 5 原発事故にかかわる精神的賠償を含むあらゆる賠償が、速やかに、もれなく全面的に実施されることが国の責務であることを明記すること。原発事故賠償を単純な民間同士の賠償・紛争にしないこと。
 - 6 賠償については200万県民のすべてが被害者であり、県民を分断するような線引きを行なわないように明記すること。
 - 7 原発事故の責任が、原子力政策を推し進めてきた国にあることを明記するとともに、福島県と福島県議会、南相馬市と南相馬市議会が求めている「県内全原発の廃炉」を明記すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成24年3月12日

福島県南相馬市議会議長 平田 武

内閣総理大臣 様
復興大臣 様

議員提出議案第3号

議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例制定について

上記の議案を別紙のとおり南相馬市議会会議規則第14条第1項
の規定により提出いたします。

平成24年3月22日提出

南相馬市議会議長 平 田 武 様

提出者	南相馬市議会議員	鈴木昌一
賛成者	南相馬市議会議員	山田雅彦
〃	〃	今村裕
〃	〃	小川尚一
〃	〃	渡部寛一
〃	〃	小林正幸
〃	〃	土田美恵子

提案理由

議長、副議長又は議員の職の異動に伴い議員報酬の額に異動が生じたときは、その日から新たに受けるべき額を支給するため、必要な改正を行うものである。

議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例(案)

議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（平成18年南相馬市条例第42号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線又は太枠で表示された部分（以下「改正部分」という。）を、改正後の欄の改正部分に改める。
- (2) 次の表中、改正後の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正前の欄の改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(議員報酬)</p> <p>第2条 【略】</p> <p>2 議長、副議長が選挙され、又は議員がその職に就いたときは、その選挙され、又は職に就いた日から議員報酬を支給する。</p> <p><u>3 職の異動に伴い議員報酬の額に異動が生じたときは、その日から新たに受けるべき議員報酬を支給するものとし、その者に対して支給すべきその月の議員報酬の額は、その異動の前及びその異動の日以後の日数に応じた額の合算額とする。</u></p> <p>4 議長、副議長又は議員が任期満了、辞職、失職、除名又は議会の解散によりその職を離れたときはその日まで、死亡によりその職を離れたときはその死亡の日の属する月まで議員報酬を支給する。</p> <p><u>5 前3項の規定により議員報酬を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その議員報酬の額は、その月の現日数を基礎として日割りによって計算する。</u></p>	<p>(議員報酬)</p> <p>第2条 【略】</p> <p>2 <u>月の中途において</u>議長、副議長が選挙され、又は議員がその職に就いたときは、その選挙され、又は職に就いた日から<u>日割計算により</u>議員報酬を支給する。</p> <p>3 議長、副議長又は議員が<u>月の中途において</u>任期満了、辞職、失職、除名又は議会の解散によりその職を離れたときは<u>日割計算により</u>その日まで、死亡によりその職を離れたときはその死亡の日の属する月まで議員報酬を支給する。</p> <p><u>4 前2項の日割計算の方法は、当該月の現日数を基礎とする。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議員提出議案第4号

平成23年5月1日から平成24年3月31日までの間における議会議員の議員報酬の減額に関する条例の一部を改正する条例制定について

上記の議案を別紙のとおり南相馬市議会会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

平成24年3月22日提出

南相馬市議会議長 平 田 武 様

提出者	南相馬市議会議員	今 村 裕
賛成者	南相馬市議会議員	山 田 雅彦
〃	〃	鈴 木 昌一
〃	〃	小 川 尚一
〃	〃	渡 部 寛一
〃	〃	小 林 正幸
〃	〃	土 田 美恵子

提案理由

東日本大震災からの復旧・復興対策及び原子力災害への対応に必要な財源の確保に向けて、議員報酬の10パーセント減額措置を平成25年3月31日まで継続するため、必要な改正を行うものである。

南相馬市条例第 号

平成23年5月1日から平成24年3月31日までの間における議会議員の議員報酬の減額に関する条例の一部を改正する条例

平成23年5月1日から平成24年3月31日までの間における議会議員の議員報酬の減額に関する条例（平成23年南相馬市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線又は太枠で表示された部分（以下「改正部分」という。）を、改正後の欄の改正部分に改める。

改正後	改正前
<u>平成23年5月1日から平成25年3月31日までの間における議会議員の議員報酬の減額に関する条例</u>	<u>平成23年5月1日から平成24年3月31日までの間における議会議員の議員報酬の減額に関する条例</u>
平成23年5月1日から <u>平成25年3月31日</u> までの間における議長、副議長及び議員の議員報酬の月額は、議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（平成18年南相馬市条例第42号）第2条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額から10パーセントを減じて得た額とする。	平成23年5月1日から <u>平成24年3月31日</u> までの間における議長、副議長及び議員の議員報酬の月額は、議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（平成18年南相馬市条例第42号）第2条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額から10パーセントを減じて得た額とする。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。